

(広報資料)

平成27年4月1日

市会事務局
総務課
Tel 222-3700



市会広報の充実に努めます。

市会マスコットキャラクター
またきち

平成27年4月1日付け市会事務局の組織改正について

京都市会基本条例（平成26年4月施行）やこれまでの市会改革推進委員会における協議結果に基づき、京都市政における二元代表制の一翼を担う市会の広報、調査及び法制機能の充実を図るため、次のとおり市会事務局の組織改正を行います。

1 広報の充実にに向けた体制強化

市民の皆様には「見える市会」「伝わる市会」を実現するため、市会だより、ホームページ、テレビ中継、インターネット中継、ポスター・チラシの作成など、市会の積極的な広報を行っている。また、平成27年度からは、市会だよりの発行回数を増やすとともに、市会紹介DVDを作製するなど、市会の活動をよりタイムリーに、分かりやすく情報発信することとしている。

これら多様な広報媒体を活用し、更なる広報の充実を図るため、調査課に「広報担当課長」を設置する。

2 調査及び法制機能の充実にに向けた体制強化

市会は、執行機関による市政運営が適正に行われているかを監視するとともに、執行機関ではなし得ない政策立案・政策提案などを行う役割を担っている。

こうした市会の活動を補佐し、事務局の調査及び法制機能の充実を図るため、調査課に「調査係長」を設置する。これに併せて、同課の「調査法制係長」を「法制係長」に改める。

< 組織改正表 >

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------|---|
| 総務課 庶務係長 担当係長（2名） | <変更なし> |
| 議事課 議事係長 委員会係長 担当係長（4名） | <変更なし> |
| 調査課 調査法制係長 広報係長 担当係長 | 調査課 広報担当課長 調査係長 法制係長 広報係長 担当係長 |

市会のサポート機能を強化します。



市会マスコットキャラクター
マタリーヌ